

下野村騒動記(二)

— 明和二年、御番頭御用日記 —

矢野 徳彌

(會員 佐伯市本匠)

本文読み下し

二月二十四日

一去る申十一月以来、下野村惣百姓ども、同村かいかう市右衛門と算用相出入りの義これある由にて詰め、徒党候趣につき、

右村大庄屋より切畑村・上岡村・古市村、右三ヶ村大庄屋へあい頼み、内済致しくれ候よう申し聞かせ候につき、右の者どもたびたびまかり越し、取り扱あい済み候ところ、

またまた当春に至り、所々へあい集い、そのうえ右市右衛門ならびに大庄屋宅へもまかり越し、かれこれ不法の義とも申し聞かせ、切錢割などの儀も延引にあい

成る趣きにつき、

大庄屋幸右衛門の間、惣庄屋吉野茂右衛門まで内々申し聞かせ、小庄屋・地目付どもまかり出で、市左衛門算用前出入りの趣、これまた内々申し聞かせ候。

右につき大庄屋幸右衛門ならびに市右衛門、茂右衛門より吟味いたし候ところ、兩人存じより書式通差し出し候。

然るところ、昨廿三日昼休み過ぎより御城下へまかり出で候趣にて、虚空藏谷へ百姓ども百五拾人程あい集い、暮れよりおいおい引き取り候由。

内容のあらまし

①下野村の百姓たちが、村組の事務方市右衛門の会計処理をめぐり争いとなり、徒党を組む動きを見せたので、
②大庄屋は近隣三カ村の大庄屋に、仲にはいり、穩便に事を解決してくれるように依頼した。

③三人は度々出向いて説得、一応は落ちついたかに見えていた。

④ところが、今年の春になり再び各所に集まり、そのあと市右衛門宅、大庄屋宅に押しかけて抗議し、また村

の費用割りなども滞納するようになった。

⑤このため、大庄屋の幸右衛門は、これを大庄屋の統領である惣大庄屋の茂右衛門に内々打ち明け、庄屋・地目付たちの言い分もまた内々に聞いてもらった。

⑥また此の件につき、惣庄屋が幸右衛門、市右衛門より事情聴取し、それを書面で提出させた。

⑦そうした折から、昨二十三日の午後、城下を目指し百姓たち百五十人ばかりが、その入口の虚空蔵谷(杉谷)まで押し寄せた。

⑧一触即発の重大な事態とはなつたものの、一行の動きはここまでで、やがて暮れ迫るころ、追々と引き取つていった。

本文読み下し

これより大庄屋・小庄屋・地目付残らず、先ずかいかう市右衛門、その外百姓ども拾人ばかり呼び出し、御代官どもより百姓ども申し分一通り吟味いたし候よう申し付け、呼び出させ候ところ、大庄屋・小庄屋・地目付・百姓ども式拾四人まかり出て、もつとも右のうち頭立ち候者ども拾人まかり出て候段申し聞かせ候。

かねては今日御代官どもより一通り申し分承り、明日役人どもならびに頭取りの者ども呼び出し、御吟味仰せ付けられ候つもりに候ところ、幸い頭取拾人、今日まかり出て候につき、又ぞろ右の者ども明日まかり出て候ほど計り難く候につき、頃日の趣にては異変の義もおぼつかなく、延びのびにあい成り難く候につき、

左の者ども入牢おせ付けられ、あい残り候者どもは頭立ち候者どもすすめしめによつて、よんどころなく同意いたし候趣あい聞こえ候につき、お構いこれなく候あいだ、まかり帰り安心致し渡世油断なくあい励み候よう申し渡すべき旨、何れも相談のうえ御家老中へ申し達し候ところ、その通りに取り計らい候よう申し聞かせられ候につき、

拙者ども、御郡代仲、御目付蔵人・弥市右衛門・忠左衛門、御代官伝右衛門・孫四郎・是兵衛会所列座のうえ、それぞれ呼び出し申し渡し候、もつとも頭取りのうち金作まかり出でず候につき、小頭大崎十郎右衛門、足輕弥次右衛門、丹助・与次右衛門に申し付け呼びにやり、召し連れまかり出で候につき、一同に申し渡し候趣左のとおり

内容のあらまし

①これを知った藩は、村役人全員、先ず市右衛門と主立
った百姓たちを呼び出した。

②予定では、代官共により、一応の事情聴取で容疑者を
しほり、明日より本格的な取り調べを行うつもりのと
ころ、村役人と首謀者と見られる者を含む二十四人が
出頭したので、再度呼び出すまでもなく、容疑の人物
を特定し、身柄を拘束（入牢）する。

③それ以外の者は、そのかさされて参加した者ゆえ、説
論のうえ釈放する。

④以上を相談して決め、家老たちの承認をえたので、拙
者ども（本文参照）列席のうえ、本人に申し渡した。
なお、首謀者の一人と見られる金作は出頭しなかつた
ので、人を遣り逮捕のうえ、これに加えた。

本文読み下し

右三人 詰牢

藤原小庄屋	甚兵衛
脇 地目付	勘兵衛
白瀉地目付	平四郎

藤原百姓 幸助

同 清次郎

脇百姓 伊兵衛

同 金作

白瀉百姓 安左衛門

脇百姓 茂平次

同 与兵衛

土井ノ内百姓 助七

右八人丸太牢、もつとも丸太牢は

縄懸けざる御定めに候えども、大勢の義ゆえ

縄懸け遣わし候。

その方ども去年以来、先ずかいかう市右衛門と算
用前出入りにつき、百姓どもあい進めしめ詰め、徒党、
所々へ大勢あい集まり、往還において火など焚き、その
うえ昨夜虚空藏谷辺りまで大勢集まり候段、御城下同
前の場所柄、公儀御政法にあい背き、ふとどき至極、も
つばらその方ども頭立ち候趣にあい聞こえ候につき、
入牢仰せ付けられ候。

甚兵衛・平四郎・勘兵衛義は、役儀をもあい勤めなが
ら取り鎮め申し聞かせず、かえつて野口、坂ノ浦辺りま

でもまかり越し、百姓どもへあい進め候段、不埒の至りに候。これにより入牢仰せ付けられ候。もつとも市右衛門と出入りの義は、追つて吟味仰せ付けらるべく候段申し渡し候。

内容のあらまし

処置の内容は省略する。拘置の理由として、次のことを上げてゐる。

①まず一同に対し、皆合市右衛門の会計処理をめぐりいさかいに百姓たちを煽動し、徒党を結び、所々に大勢集合し、路上で火を燃やし、そのあげく城下同然の場所まで押し寄せるなど、幕府の禁制にそむきふとどき至極……と、するものである。

②また村役人三人に対し、本来取り鎮めるべき立場にありながら、逆に他の村まで出向き、百姓たちを煽動したことは、不埒の限りとし、とくに厳しく問うている。

③また市右衛門の不正疑惑については別途調べるとしてゐる。

本文読み下し

同廿四日

一大庄屋幸右衛門呼び出し、何れも列座のうえ、前条の趣につき追つて御吟味仰せ付けられるべく候。町宿預け仰せ付けられ候段申し渡し候。もつとも町年寄、地目付、宿主豊後屋吉右衛門呼び出し、右の趣申し渡し候。

同廿四日

一先ずかいかう（皆合）市右衛門呼び出し、何れも列座のうえ、前条の趣につき追つて吟味仰せ付けられるべく候。依つて揚屋に遣わし候段申し付け、差し遣わし候。一、小庄屋伴右衛門・甚左衛門、地目付惣市居村へまかり帰り、大庄屋宅へ代わり合、い詰め、御用向き滞りなく相勤め、村方百姓ども安心いたし渡せいたし候よう申し付くべき旨、御代官より申し渡させ候。

内容のあらまし

①大庄屋幸右衛門に対し、役席列座のうえ、今回の事件につき、追つて取り調べする。

それまで町宿預けとする。

と申し渡した。なお、預け先の町役人と宿主を呼び出

し、此のことを伝えた。

②皆合市右衛門に対し、役席列座のうえ、今回の事件につき、追って取り調べする。

それまで揚屋送りとする。

と申しつけた。

③小庄屋伴右衛門・甚左衛門、地目付惣市を呼び出し、

大庄屋不在中、その役務を代行するよう、御代官を通じて命じた。

本文読み下し

一御作事奉行兵七呼び出し、下野村百姓ども入牢仰せ付けられ候あいだ、牢屋囲いなど入念候よう申し渡し候。

一切畑村大庄屋藤左衛門、古市村大庄屋九兵衛、上岡村大庄屋喜右衛門まかり出で候につき、下野村百姓ども去年以来出入りの次第、追って御吟味仰せ付けられ候

につき、頭取りのものども入牢仰せ付けられ候。右につきあい残り候百姓ども心得違ひにて、万一立ち騒ぎ候義もこれあるべきや、往還筋の義に候あいだ、心を附け、万一の義もこれあり候はば差し止め候よう、かつ又上野村大庄屋、大坂本村大庄屋も、右の段申し談じ候

よう、仲（御郡代）より申し渡させ候。

一御城下火の廻りの面々、牢屋近辺、夜分はなおもって心を附け候よう申し渡し候。

一入牢揚屋に仰せ付けられ候ものども食事は、下野村へ申し付け候よう御代官へ申し渡し候。

同廿四日

一前条のとおり入牢仰せ付けられ候につき、あい残り候百姓ども不審の体もこれあり候や、足軽ども八人、脇差ばかりにて目立て申さず候よう右村々へまかり越し今夜中様子見届け候よう、小頭山田作兵衛へ申し付け差し遣わし候

右のとおり相済み候段、金兵衛（御家老）へ申し達し候

内容のあらまし

①工事担当の御作事奉行を呼び、牢屋の整備を命じた。

②近隣三村の大庄屋を呼び、措置の内容を説明し、これに反抗する動きがあるか否か、よく監視し、万一の場合に制止するよう……また此のことについて、大坂本村・上野村の大庄屋とも相談するよう……

御郡代より申し渡させた。

③火事見廻りの者に対し、牢屋の周辺、とくに夜間の見廻りに念を入れるよう命じた。

④牢屋に入れられた者、揚屋に送られた者の食事は、下野村に出させるよう、代官に命じた。

⑤この処置により、下野村内に不審な動きがないか、様子見のため足軽八人を派遣した。

⑥以上の措置を終わつたことを、御家老に報告した。

語句の説明

○当時、町、村・浦を統治する佐伯藩の体制は次のようであつた。

藩↓家老↓番頭↓郡代↓代官

町奉行(兼)

在方↓惣大庄屋↓大庄屋↓庄屋・地目付

町方↓町年寄・地目付

◇家老(かろう) 武家の家臣のうち最重要職にして、家中を総括した者。

佐伯藩では通常三人、一人は江戸詰、二人は在の城にい

て、月番で交代勤務した。

◇番頭(ばんがしら) 本来は、武家の番衆(殿中や管中に勤番して警護、雑務などに従つた者)の長を言う。

家老の下にあり、藩政の実務を指揮した。佐伯藩では通常二人、時に見習役を含め三人、月番で勤務した。

此の文書は、その日記から抄出した。

◇郡代(ぐんだい) 佐伯藩では、村や浦の行政を総括する役で、番頭に次ぐ重職で、通常二人、時に見習いを含め三人、月番で勤務。

こおりふきようこおりかた
郡奉行、郡方などともいう。

佐伯藩では町方の行政を総括する町奉行を兼任していた。

◇代官(だいかん) 佐伯藩では郡代の下にあつて、町方村方の行政の実務、とくに年貢の賦課、徴収を重要な任務とした。

◇惣大庄屋(そうおおしょうや) 当人は武士身分で、藩内の大庄屋全員を統括した。代々吉野家の世襲であつたため、その役所を吉野役所とも呼び、郡代、代官の役所に隣接して置かれていた。

◇惣大庄屋並(そうおおしょうやなみ) 前者を輔佐する

役であるが、名目的であった感がする。代々下野村の大庄屋がその役にあつた。

◇大庄屋（おおしょうや）一つの村組の長として、村内の治安・勸農・水利土木・年貢取立・祭礼など、村政全般をつかさどり、村外・領主との折衝にあつた。その職は藩主により任命され、多くは世襲であつた。此の時期、大庄屋のいた村組は次の通りである。

下野村 堅田村 古市村 上岡村 切畑村
下直見村 上直見村 赤木村 横川村 川原木村
因尾村 中野村 上野村 大坂本村 木立村
海崎村 戸穴村 狩生村 津久見村 津久見浦
吹浦 蒲江浦 米水津村 入津浦

◇庄屋（しょうや）村組の長である大庄屋の下にあつて、区画されたその村（現在は大字の区域で残っているものが多い）の長で（前項に列記された類）、藩主により任命された。権限は大庄屋ほど強大ではなく、多くは大庄屋の指導の下にあつた。

今日の区長に似た立場にあつたと考えられる。

◇地目付（じめつけ）地方（じかた）の目付という意味であろうが、その役割は、庄屋の補助者、副庄屋と言つた方がよい。

藩主により任命され、庄屋の業務執行には、必ず連印したから、やはり目付の役も果たしていたといえる。

◇皆合（かいこう）大庄屋、または庄屋のもとで会計や文筆の業務に携わる者をいう。中世の開闢（かひくわう）（宮中の書記役）からきている呼び名である。

○以下は、用語の出た順による。

◇下野村（しものむら）旧鶴岡村のうち、高畠・野口・坂野浦・藤原・坂本・脇を合わせた地区、大庄屋所は高畠にあつた。

◇出入り（でいり）もめぐと・けんか

◇徒党（とどう）ある事を企んで組をつくる。

◇内済（ないさい）表沙汰にせず内々に片付ける。

◇切銭（きりせん）村の諸入用を、割り掛けて徴収する

金のこと

◇吟味（ぎんみ）罪状を調べてただす事。

◇虚空蔵谷（こくうざうだに）角石渡線橋近く、やや西寄りの山下、虚空蔵菩薩が祀られている。杉谷。

◇頭立ちの者（かしらだちのもの）人の上に立つ者。

指導者、ここでは首謀者。

◇頃日（けいじつ） 日ごろ、または先日。

◇役席（やくせき）

御郡代 佐々木仲（ささきなか）

御目付 間 藏人（はざまくらんど）

同 坂本忠左衛門（さかもとちゅうざえもん）

同 山元弥市左衛門（やまもとやいちざえもん）

御代官 柳川伝右衛門（やながわでんうえもん）

川野孫四郎（かわのまごしろう）

杉原是兵衛（すぎはらこれべえ）

◇詰牢（つめろう） ことさらに狭くした牢屋に入れる事。

◇丸太牢（まるたろう） 丸太でこしらえた荒々しい牢屋

◇町宿預け（まちやどあずけ） 取り調べ中の咎人^{とが}を、町役人に預け拘束する事。身分がいちじるしく高いか、軽

罪か、病気の場合である。

◇揚屋（あがりや） 揚屋敷ともいう。江戸時代の未決囚

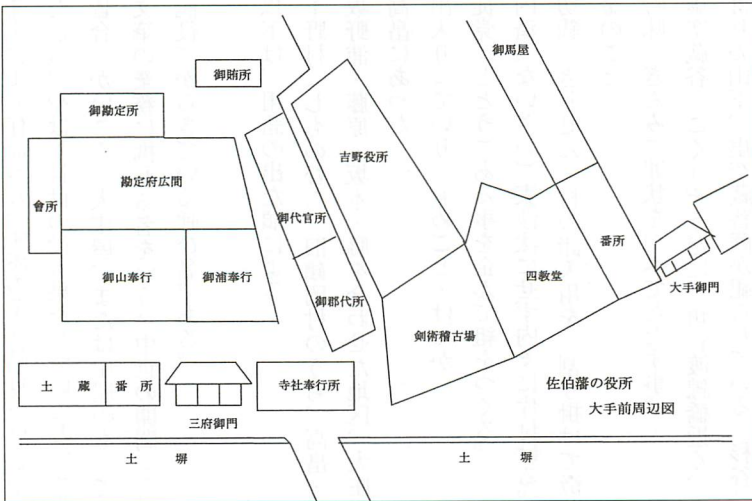
を収容する牢で、御目見以上の武士に用いた。

◇御作事奉行（おさくじぶぎょう） 土木・建築を担当する責任者。

◇往還筋（おうかんすじ） 街道に面した場所。

◇会所（かいしよ） 藩の政務を執るところ。役所。

佐伯藩は、大手前元「池彦」の場所にあった。
〔別図参照〕



佐伯藩の役所・大手前周辺図